

令和4年6月30日までに免許有効期間を過ぎている者は、免許更新制度の廃止後も、免許が失効しているため、引き続き免許が失効していないか確認する必要があります。

総 教 私 号 外

令和4年5月10日

私立学校長 様

静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課長

教育職員免許に係る留意事項について

日頃は、教育職員免許事務について格別の御協力いただき感謝申し上げます。

さて、教員免許については厳正に取り扱われるものであり、万一、不適切な事案が生じた場合には、在校生や卒業生のほか、保護者に対して学校教育への不安を抱かせるだけでなく、私立学校全体が社会的信用を失うことにもつながりかねません。

ついては、各校におかれては、下記の点について改めて御確認くださるようよろしくお願いいたします。

記

1 教育職員免許状の取上げ処分に該当する事案の報告

懲戒解雇されたと認められる場合や、禁錮刑以上の判決を受けた場合などには、速やかに当課へ御報告ください。

2 教員免許の確認体制の構築

過年度において、不適切教授（高校公民のみの免許所持者が地歴を教授等）の事案が発生したことを踏まえ、貴校に在籍する教職員が担当する教科等において、適切な免許状を所有しているか、再度、御確認ください。

3 免許失効後の再授与申請

教員免許が失効した後に、再度、教員として業務を行うには、県教育委員会が交付する修了確認証明書が必要です。修了確認証明書の交付には、大学等で行っている更新講習を受講し、県教育委員会へ再授与申請の手続きを行っていただくこととなります。くれぐれも修了確認証明書の受領（有効な免許状の所持）前に、教員としての業務を行うことのないようお願いいたします。

4 教員免許更新制の改正

令和4年2月25日付け3教教人第37号文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知のとおり教育職員免許法の改正が令和4年7月1日に施行される予定です。これに伴い、令和4年7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日（以下「修了確認期限等」という。）を迎える者は、免許状更新講習の受講や免許の更新手続が不要となります。

担 当 指導班

電話番号 054-221-3346

FAX番号 054-221-2943

e-mail shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp